

質問書回答

2016年11月21日

「(案件名)ラオス国教育拠点病院整備計画準備調査

(公示日:2016年11月9日/公示番号:160861)について、質問の回答は以下のとおりです。

以上

通 番 号	当該頁項目	質問	
01	自然条件調査(地形測量・地盤調査)	セタティラート中央病院の敷地内配置図および敷地面積をご提示願います。	セタティラート中央病院の敷地面積は約9ha、施設延面積は約7,500㎡です。なお、本事業は既存施設内の一部改修及び新規外来棟(約2,500㎡)の建設です。敷地内配置図は閲覧資料1)、P.79をご確認ください。
02	第3 4.(1) 第1回現地調査	JICA等団員の渡航予定をお知らせください。(調査の前段か中段か後段か)	後段を予定しておりますが、契約締結後に決定致します。
03	第2 1.プロジェクトの背景	要請書をご提示いただけますでしょうか。	要請書は現在取り付け中です。
04	8 資金協力本体事業等への推薦・排除(P9)	「本件業務の受注者(中略)及びその親会社/子会社等は」、とありますが、「等」に含まれるものとして具体的に想定される事例はありますか。 例えば、本件業務の受注者の親会社や子会社ではないグループ会社(同じ持ち株会社の傘下企業)がメーカー機能を有していた場合、建設資材や医療機材の複数ある調達候補のひとつにノミネートされる事は禁止さ	グループ会社の形態にもよるので一概にはいえませんが、無償資金協力調達ガイドライン『Procurement Guidelines for the Japanese Grants(Type I)(2016年1月)』 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00000sby3v-att/type01_en_1.pdf に記載されているとおり、親を同じくする子会社同士といった例が考えられます。

		<p>れるのでしょうか。また、調達候補が国内製品としては当該会社のものしかない場合においても同様に禁止されるのでしょうか。</p>	<p>詳細は、Chapter I Section1.07(1)～(5)、及び、Chapter II Section 1.07(1)～(5)をご確認下さい。 また、「調達候補が国内製品としては当該会社のものしかない」という可能性がある場合については、具体的なケースが発生した際に、ケースバイケースで詳細な検証を行い、判断することになります。</p>
--	--	---	---